

短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕

あんず運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人正晴会（以下「事業者」という。）が開設する「あんず」（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態〔介護予防にあっては要支援状態〕にある高齢者等（以下「要介護者〔要支援者〕という。」）に対し、適正な短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕を提供することを目的とする。

（事業の運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。

- 2 事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 3 事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホームさくら
- (2) 所在地 土佐市高岡町甲 969 番地 1
- (3) 利用定員 20 人

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名（常勤 1 人、介護老人福祉施設と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) 従業者

医師 1 人（非常勤専従 1 人）

医師は、利用者の健康状況をチェックし、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

生活相談員 1 人以上

生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。

看護職員 1 人以上（機能訓練指導員と兼務）

看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

介護職員 7人以上

介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。

機能訓練指導員 1人以上（介護老人福祉施設と兼務）

機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。

管理栄養士 1人（介護老人福祉施設と兼務）

管理栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。

調理員 4人以上（介護老人福祉施設と兼務）

調理員は、献立に基づき、給食を調理し、配膳を行う。

事務職員 2人以上（介護老人福祉施設と兼務）

事務職員は、必要な事務を行う。

（事業の内容及び利用料等）

第5条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- （1）利用の対象者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者とする。
- （2）利用者は、短期入所生活介護施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受ける。
- （3）相当期間（概ね連続する4日以上）にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- （4）従事者は、事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- （5）事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切に提供する。特に認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

- （1）居住費（従来型個室） 1日1,231円
- （2）送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く） 1,840円
- （3）食費 朝食300円、昼食550円、夕食595円 合計1,445円（1日あたり）
- （4）理美容代 実費
- （5）その他日常生活上の便宜に係る費用 「費目及び金額は別表のとおり」

3 前項の費用の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける事ができる。

なお、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合は、その認定証に記載された金額と事業所設定金額とのどちらか低い額とする。

4 事業所は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付することとする。

5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（事故発生時の対応）

第6条 事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者〔介護予防にあっては地域包括支援センター〕等に連絡するとともに、必要な措置を講じる

ものとする。

- 2 事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償をすることとする。

(緊急時等の対応)

第7条 事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第8条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第9条 通常の送迎の実施地域は、土佐市、高知市、いの町、日高村、須崎市の区域とする。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(個人情報の保護)

第11条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第12条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

- 2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- (2) 火気の取扱いに注意すること。
- (3) けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (4) その他管理上必要な指示に従うこと。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業者は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は開設法人の代表者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年3月31日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から改正する。

この規程は、令和元年10月1日から一部改正する。

この規程は、令和6年8月1日から一部改正する。

別表

介護保険給付対象外の費用

料金の種類	金 額	備 考
私物電気代	500 円／月 270 円／月 2,160 円／月 1,080 円／月 300 円／月	テレビ持込料 ラジオ・カセット持込料 ホットカーペット持込料 加湿器・空気清浄機持込料 電気毛布・アンカ持込料
送迎代 (外出、その他)	300 円/時間	付き添い費（以降 1 時間ごとに 300 円加算）
	1,000 円	片道 3km 以上（交通費）
	実 費	駐車場代、高速道路通行料等
買い物代行	100 円/回	ご家族、ご本人の依頼による
コピー代	10 円/枚	
特別な食事	実 費	外食等
理美容サービス	実 費	
日用生活用品	実 費	ご家族、ご本人の希望による